

生活

LIFE

愛知海区漁業調整委員会 選挙人名簿の登録申請

選挙管理委員会では、愛知海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を9月1日現在で調整します。漁業に従事している方で選挙権のある方は、必ず登録申請をしてください。

■選挙権のある方

年に90日以上漁業を営んでいる方（法人を含む）、海区漁業調整委員会の委員または漁業協同組合・漁業協同組合連合会の役員（委員・役員に就任する際、選挙権のあった方）で、平成17年12月5日現在満20歳以上の方

■申請書の配布

関係世帯に8月中旬までに郵送／なお、選挙権のある方で申請書が届かない方は選挙管理委員会にご連絡ください

■登録申請の提出期限

9月5日（月）

▼詳しくはお問い合わせください

▼田原市選挙管理委員会

☎23局3506

「赤羽根の古文書 近世史料編」発刊



今回刊行の「赤羽根の古文書 近世史料編」は、近世赤羽根地域の村

組織や、漁業を含めた経済活動・社会的事件・信仰など、庶民の生活に広く関する史料集です。1500年後半から1871年（明治4年）までの約300年の史料550点余を収録しました。ぜひご活用ください。

▼販売価格 3500円 ▼販売施設 田原市博物館、田原市中央図書館

▼生涯学習課 ☎23局3531

各種社会福祉手当制度のご案内

田原市では、子どものための手当や障害者（児）のための手当など、さまざまな手当制度を設けています。ぜひ、ご利用ください。

子どものための

手当制度

■児童手当

▼対象 小学校第3学年修了前の子さんを養育している方

▼支給月日 2・6・10月の原則7日

／申請月の翌月から支給

▼支給額【月額・子ども一人あたり】

区分	支給額
第1子	5000円
第2子	5000円
第3子以降	1万円

所得により支給制限があります

■児童扶養手当

▼対象 母子家庭の方、または父が重度の障害（1・2級程度）の状態にあり、18歳（障害者の場合は20歳）以下のお子さんを養育している方

ただし、公的年金の受給者と児童が、

父の障害年金の加算対象になっているときは適用除外

▼支給月日 4・8・12月の原則11日

／申請月の翌月から支給

▼支給額【月額】

区分	支給額
1人	全額支給 4万1880円
2人	一部支給 9880円 全額支給 4万1870円
3人以上	一部支給 1万4880円 全額支給 4万6880円
3人以上	1人につき30000円加算

所得により支給制限があります

■特別児童扶養手当

▼対象 心身に障害のある20歳未満のお子さんを監護養育している方

▼支給月日 4・8・11月の原則11日

／認定月の翌月から支給

▼支給額【月額】

区分	支給額
重度	身体障害者手帳 1・2級または療育手帳がA判定の児童 5万9000円
中度	身体障害者手帳 3・4級または療育手帳がB判定の児童 3万3900円

所得により支給制限があります